

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 179

2019.3・4

主な内容

- ◆ 平成31年度税制改正大綱
- ◆ 税務署からのお知らせ

平成31年度 税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長!

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。

<増減試験研究費割合8%超>

$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$

<増減試験研究費割合8%以下>

$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

中堅・中小企業向け特例

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。
- ・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。
- ・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。
- ・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。
- ・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。
- ・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特別償却が認められます。
- ・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金

1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59% (改正前は事業税9%)に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月～平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除を受けられる仕組みとなっています。

老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できるようになります。

転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計

所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

相続税・贈与税関係

■ 個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■ 事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■ 教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

- ①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- ②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- ③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

■ 結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。

本制度は2年間延長されることになりました。

■ 事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■ 輸出品物販売場についての見直し

輸出品物販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出品物販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出品物販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■ 金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

その他

■ 消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

- ・平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。
- ・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■ 民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

曇天、横風強し日本経済

ジャーナリスト 海部 隆太郎

年の始まりは大事にしたい。“今年はこれをやり切るぞ”と具体的な思いを抱くが、月日の経過とともに何となく流されて1年を終えるのが常。今年も同じになるのでは、という後ろ向きの思いが心のどこかによぎる。それでも、前向きな目標を掲げる行為そのものを良しとするべきではないか。何事もはじめの一步が大事なから。

では日本経済の始まりはどうだったのか。昨年末の軟調さを引き継いだ株価は、続落でスタートした。東京証券取引所の大発会は、ご祝儀相場から始まると思っていたが現実は厳しい。

I M F の2019年世界経済見通し（昨年10月発表）は、利上げの影響で減速する米国、それに引きずられ先進国は微減。中国を除く新興国経済は前年並みの成長を遂げるという。これを鵜呑みにすれば、下降局面ではあるが一気に世界経済が落ち込むとは考えにくいだろう。

最大の懸念は米中の貿易紛争だ。これが景気にどの程度の影響をもたらすのだろうか。エコノミストに話を聞いた。要約するとトランプ政権は、中国を狙いにした輸入制限措置を昨年6回発動しており、これが①貿易量を減らし経済の縮小均衡をもたらす ②国境を超えたサプライチェーンが阻害される ③各国が自国通貨を下げる方向に走れば通貨戦争に発展する一など高関税政策による弊害が考えられるという。

さらに最も深刻と思われるのが、経営者マインドを冷やすことであり、先行きが見えない状態で経営者、投資家は決断を先送りしてしまう。長期的に見れば、景気は徐々に冷え込んでしまいかねない。

■人手不足を補う高齢者、女性の活躍

日本経済にとって今年の焦点は10月の消費税増税。前回2014年とは違い年度をまたがないことや軽減税率など政府による対策があり、反動が大きかった前回の増税時とは違う展開になるのではないか。むしろ景気に影響を与えるのは、人手不足の方が大きいと中小企業経営者からは聞く。

総務省の労働力調査（昨年11月発表）をみると、完全失業者は101カ月連続で減少し失業率は2.4%にまで低下している。転職や定年などで職を離れる人は必ずいるので、失業率の低下は限界といわれている。

一方、15～64歳までの生産年齢人口は確実に減少しているが、労働力人口は就業者数が6,690万人と過去のピークを超えている。その要因は65歳以上の高齢者と女性の活躍にある。政府は外国人労働者の受け入れ拡大を図るものの、それでも足りない労働力は、働ける高齢者と仕事ができる女性たちが社会に出るしかない。そのためにも待遇改善に取り組んでほしい。

2019年の国内景気は、「緩やかな回復基調」であり、言い換えれば緩やかな低成長が続くとの予測が多い。晴天とはいかず曇天が続き、貿易紛争など横風を受けながら多忙な1年となりそうだ。

【筆者紹介】 海部 隆太郎
(かいべ・りゅうたろう)

法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経て独立。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題について取材・執筆活動を展開する。

「仕事がラクだ」と「仕事がおもしろい」は対立するか

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

◎高齢者と女性が労働市場のカギ

経済原則の第一は、豊かな人材をいかに活用するかである。効率的でもある。少子化により若い労働力が減少しているなか、高齢者と女性を労働市場に確保していくかがカギとなる。1月に発表された労働力人口の推計では、現状でも高齢者、女性の参加が想定以上に進んでいることが裏づけられた。さらに2040年の推計でも、労働力率上昇のカギは高齢者と女性にあるとしている。大量生産型の社会では、作業効率に追いつかない高齢者、女性は御荷物視されたが、多様なニーズに対応する品質の高い商品を生産する成熟社会では、高齢者の知識、経験が活かされるし、多様な働き方が整備されるなかでの女性の進出は当然のことだ。

問題は、その能力と意欲をいかに引き出せるかにある。仕事をいかにおもしろく、働き甲斐あるものにするかは、もともとは大量生産時代の若い労働者のテーマだったが、時代が変わって高齢者のテーマになり、その解決策が働き方改革の大きなヒントになってきた。

◎ラクな仕事とおもしろい仕事は反比例

東京都下の空調機の部品メーカーでその問題がおこった。従業員100人の会社で、10人ほどの中高年主婦パートがいる。パートとはいえ金属部品の曲げ加工、切断、穴あけ作業など、自動機を操作しての貴重な戦力である。その女性パートから「仕事が面白くない」と不満が訴えられたのである。会社は、高齢者と女性に対応するため、現場ではラクに、効率的に、ミスなく作業ができるように職場改善をおこなってきた。「仕事が面白くない」という女性の訴えはそれを

覆すものだった。

じつはラクに仕事ができる職場改善には落とし穴がある。最近の現場はすべて自動機が導入され、ポカよけ対策としてのセンサーなどがつけられているが、人の判断機能を取り去ることで効率的にはなるが、仕事の面白さはない。仕事の面白さは、作業者が自由に判断できるかどうか、にある。これを発端にこの会社では、座り作業が本当に疲れないのかということを含めて見直しを行い、一人の女性従業員が数工程を担当する多台持ち、多工程持ち改善で、面白さを追求した。

◎人の顔が見える働き方改革が不可欠

兵庫県の機械メーカーでは、ラインのスピードに追いつかない高齢者の作業をラインからはずし、隣接のスペースに、作業者の歩行距離を短くするために数工程の機械を円形に配置し、しかも作業者のスピードに合わせて速度を切り替えられるように改善して、仕事のやりがい追求した。いずれの事例も、経営者のわがままと従業員のわがままをうまく融合させて仕事の面白さを実現しているが、その先にみえるものは、人の顔である。

【筆者紹介】 長嶋 俊三（ながしま・しゅんぞう）

1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージェレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

新春講演会・税に関する絵はがきコンクール表彰式・ 新年賀詞交歓会



多数の会員、市民が聴講に



フリーキャスター
伊藤聡子 氏



新春講演会

平成31年の年明けを祝って、1月8日京王プラザホテル多摩において、新春講演会・第9回税に関する絵はがきコンクール表彰式・新年賀詞交歓会が盛大に開催されました。

〈新春講演会〉

第1部の新春講演会では、フリーキャスターで新潟県にある事業創造大学院大学客員教授の伊藤聡子氏を講師に招き「地域から日本を変える！これからの企業のあり方」と題し、番組の取材を通じて出会った様々な地域で活躍している企業経営者のユニークな創意工夫や困難を乗り越えた事例など、キャスターならではの分かりやすい語り口で解説いただきました。

〈税に関する絵はがきコンクール表彰式〉

講演終了後、引き続き第9回税に関する絵はがきコンクールの表彰式が開催され、応募総数594作品の中から厳正なる選考の結果、入賞された14名の小学生に賞状と記念品が岩田会長、砂塚女性部会長より贈られました。



会長賞を受賞された
多摩市立東寺方小学校
6年 日置理花さん



女性部会長賞を受賞された
多摩市立東寺方小学校
6年 伊藤豪太さん



入賞された小学生

〈新年賀詞交歓会〉

第3部の新年賀詞交歓会には、来賓として御幡光広日野税務署長、佐藤祐司八王子都税事務所徴収課長、大坪冬彦日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長ほか関係官公庁、税理士会をはじめとする税務関係団体、厚生制度受託会社など多数を迎え、約170名が出席しました。



新年の挨拶をする
岩田会長



和やかな雰囲気の中で行われた新年賀詞交歓会

〈新年賀詞交歓会〉 ご来賓の方々より挨拶が



御幡日野税務署長



佐藤八王子都税事務所徴収課長



大坪日野市長



阿部多摩市長



高橋稲城市長



西野日野市議会議長



岩永多摩市議会議長



北浜稲城市議会議長

支部税務研修会

日野税務署金子審理担当上席を講師に招き、消費税10%と軽減税率制度などを主なテーマに、各支部で税務研修会が開催されました。



日野地区第6支部

10月2日



日野地区第7支部

1月30日



稲城地区第3支部

11月13日



稲城地区第1支部

2月20日

情報セキュリティセミナー

研修厚生委員会の企画による、情報セキュリティセミナーが2月15日多摩信用金庫高幡不動支店を会場に開催されました。トレンドマイクロ㈱、NTT東日本の担当者を講師に招き、国内では4社に1社の割合でサイバー攻撃が発生している現状や、ネットバンキングを狙ったウイルス感染や詐欺被害など、企業の被害事例も交えて解説いただきました。



セキュリティ対策について事例を基に解説

源泉部会テーマ別研修会



労働基準法の基礎知識や働き方改革について解説する菅沼社労士

源泉部会では、2月5日京王クラブを会場にテーマ別研修会が開催されました。

第1講座 現物給与について

講師 日野税務署法人課税第1部門

源泉所得税担当 佐々木 上席

第2講座 労働基準法の基礎知識

—働くときのルールを知ろう！—

講師 特定社会保険労務士 菅沼真奈美 氏

会員交流ボウリング大会 青年部会

青年部会では、部会員相互の交流を目的に恒例の会員交流ボウリング大会が、2月4日永山コパボウルを会場に開催されました。



日頃の運動不足を解消しリフレッシュ！

確定申告会場へ花鉢 女性部会

女性部会では、2月15日日野税務署確定申告会場へ花鉢を贈呈しました。



砂塚部会長より御幡署長、馬場副署長へ

日野市長、多摩市長を講師にそれぞれ講演会



2月22日 日野市ふれあいホール
日野市の平成31年度主要事業について

日野市長 大坪冬彦 氏



2月1日 多摩センターコロシアホール
日本の未来、多摩市の未来 自治体はどう変わるのか

多摩市長 阿部裕行 氏



平成31(2019)年度 国税専門官募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇**受験資格**
1. 平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの人
 2. 平成10年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成32年3月までに大学を卒業する見込みの人
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇**申込手続**
1. 申込方法 インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 2. 受付期間 平成31年3月29日(金)9時～平成31年4月10日(水) [受信有効]
 3. 受験案内 平成31年2月1日(金)～平成31年4月10日(水)
交付期間 9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 4. 受験案内 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
交付場所 (注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]

- ◇**試験日**
- 第1次試験 平成31年6月9日(日)
第2次試験 平成31年7月11日(木)～平成31年7月19日(金)のうち指定された日時
- (注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話(03)3542-2111 内線2163)までお尋ねください。

※平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。

e-Tax
を使った

スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。



納税証明書の請求は 便利なオンライン請求をご利用ください！

自宅等で
請求データを作成

オンライン請求

税務署窓口で
本人確認後に受取

※電子署名及び電子証明書の
送信が不要です!!

メリット①

手数料が安価です。

1 税目 1 年度
1 枚 370円(通常400円)

メリット②

窓口での待ち時間が

短縮できます。

e-Taxホームページ www.e-tax.nga.go.jp

 国税庁

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

日野市立病院様、正面横断歩道を渡り、

すぐ裏です！



どちらの処方せんでも受け付けます
♪ Facebook 随時更新中 ♪



MEDI TRUST PARTNERS

アサヒ薬局日野店

開局時間 月～金 9:00～18:00
土 10:00～14:00

日野市多摩平5-16-17

TEL 042-514-8632 FAX 042-514-8634
<http://medi-trust-partners.co.jp/>

〈日野地区 第4支部所属〉

創業56年 きめ細やかな対応を目指した家づくりに取り組んでおります。
住まいの不安や要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。



有限会社 櫻間工務店

〒206-0023 東京都多摩市馬引沢1-14-19
TEL 042-374-0701 FAX 042-373-1487

〈多摩地区 第4支部所属〉



株式会社 ゆたか

当社は、かかわる全てのひとに
「ゆたかな人生」をお届けする会社です。

ご健康等でお困りの方、ご連絡ください。



乳製品宅配サービス承ります！

東京都稲城市坂浜 915-1
☎ 042-350-0444



〈稲城地区 第3支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

3月18日(月) 10:00	決算法人説明会(午前)	パルテノン多摩第一会議室
13:30	決算法人説明会(午後)	パルテノン多摩第一会議室
19日(火) 17:00	多摩地区第1、2、9支部税務研修会	京王クラブ
4月7日(日) 9:00	せいせき桜まつり	多摩市関戸 九頭龍公園内
16日(火) 11:00	日野地区第6支部税務研修会・報告会	多摩電気工事(株)
17日(水) 14:00	新設法人説明会	日野税務署3階会議室
18日(木) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室
25日(木) 14:00	全国女性フォーラム「富山大会」	富山産業展示館(テクノホール)
5月16日(木) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室
25日(土)	親と子の税金教室「富津海岸潮干狩り」	千葉県富津市
28日(火) 15:00	第9回通常総会	京王プラザホテル多摩

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

第9回 通常総会のお知らせ

と き：5月28日(火) 午後3時
と ころ：京王プラザホテル多摩

〈議 事〉

- 第1号議案 平成30年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成30年度収支決算報告承認の件
- 第3号議案 任期満了に伴う理事・監事選任に関する件

〈報告事項〉

- (1) 2019年度事業計画について
- (2) 2019年度収支予算について

※通常総会のご案内、総会議案書は、4月下旬にご送付致します。

広報誌「ふれあい」に 折込チラシを同封しませんか。

会員の皆様にお届けする広報誌「ふれあい」と一緒に折込チラシを同封いたします。配布は年6回、配布数は日野市、多摩市、稲城市の会員企業約1,600社です。封入費用は、1回あたり1万円です。詳細は事務局までお問い合わせください。

法人会の法律相談 (東京法人会連合会)

法律全般(相続等会社業務以外の相談も可)

1時間まで無料 お気軽にどうぞ!!

○詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。 ☎ 042-593-9900

2019年度 親と子の税金教室

富津海岸潮干狩りに参加しませんか!!

と き 5月25日(土)

と ころ 千葉県富津海岸

募集人員 バス2台 90名予定

参 加 費 大人 5,000円、小学生 2,500円、幼児(4歳以上) 1,000円

※詳細は同封の案内チラシもしくは、ホームページをご参照下さい。



編/集/後/記

街路樹の彩りが梅から桜に変わる候、年度末の忙しさと新年度への期待が交差する季節。今年は天皇陛下の御退位・御即位と元号の改定が予定されています。元号改定については、直前の公表になるため数年先の期日を約束する書類には西暦を使い始めました。

今まで気にしていませんでしたが、近年西暦表示が多く、特に若年層は生年月日を尋ねると西暦で対応しているようです。和暦を使うことが少なくなるのは少し寂しい気がしますが、新しい元号の時代が透明性のある素晴らしい時代となることを期待したいものです。

広報委員 飯島 康裕

表紙紹介

梨の花(日野市)

(写真 広報委員 檜本 昭)

戊辰戦争終結から150年

今年は「平成」が終わる年として注目を集めていますが、今から150年前の明治2年（1869年）は、鳥羽・伏見の戦いから始まった戊辰戦争が、旧幕府側の敗北で終結し、江戸時代から明治時代へと時代が移り変わった節目の年でもあります。この旧幕府側として戦った人の中には、日野市出身の新選組副長を務めた土方歳三もいました。土方は、函館（箱館）での戦いによって、明治2年（1869年）5月11日に亡くなりました。つまり、今年は土方歳三没後150年の年でもあります。

土方歳三ゆかりの地

土方歳三は、現在の日野市石田の農家の子供として生まれ、近藤勇や沖田総司らと京都に行き、新選組副長として活躍しました。土方歳三をはじめ、新選組は現在でも小説や漫画、アニメなどの題材になっており、その影響か多くのファンがいます。



高幡不動尊にある「殉節両雄之碑」

土方のふるさとである日野市には、土方に関連する「名所・旧跡」が多くあります。土方歳三の墓は、日野市石田の「石田寺（せきでんじ）」にあります。土方家の菩提寺でもある高幡不動尊金剛寺には、土方の銅像があり、近くには明治時代に建立された「殉節両雄之碑」もあり、土方と近藤を顕彰しています。また、土方の生家は現在、「土方歳三資料館」として貴重な資料を見ることができます。敷地内には、土方が植えた矢竹や相撲の稽古をしたという大黒柱などもあります。他にも、土方らが習っていた天然理心流の道場があった日野宿本陣など、土方をはじめ、新選組で活躍した近藤や沖田にまつわる様々な「名所・旧跡」がある日野市はまさに「新選組のふるさと」です。

土方歳三没後150年プロモーション

今年、日野市では土方歳三資料館をはじめ、市内各種団体や関係者らと連携して様々なプロモーションを行っています。ロゴマークを作成し、印刷物やグッズでの活用、日野駅や高幡不動駅などでのPR、市内タクシー会社の協力によるラッピングタクシーなど、これらの取り組みがマスコミなどにも取り上げられています。

新選組のふるさと歴史館では、4月20日から6月30日まで特別展「土方歳三」を開催します。そして、今年の「ひの新選組まつり」は、5月11日、12日に開催されます。

（高橋秀之／日野市立新選組のふるさと歴史館）



土方150年ロゴマーク